

むつ市議会第257回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和5年9月15日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第66号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第3 議案第67号 財産の取得について

（学校給食配送車両を、（仮称）むつ市防災食育センターに配備するためのもの）

第4 議案第68号 特定事業契約の一部変更契約について

（（仮称）田名部まちなか団地整備事業について、物価変動等による施設整備費の増加に伴い、契約金額を変更するためのもの）

第5 議案第71号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第6 議案第72号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算

第7 議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算

第8 議案第74号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第9 議案第75号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第10 議案第76号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

第11 議案第77号 令和4年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算

第12 議案第78号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第13 議案第79号 令和4年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について

第14 議案第80号 令和4年度むつ市水道事業会計決算

第15 議案第81号 令和4年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について

第16 議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算

【報告に対する質疑】

第17 報告第20号 令和4年度むつ市健全化判断比率について

第18 報告第21号 令和4年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議員派遣】

第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	山田	伸	8番	井田	茂樹
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	藤田	鉄哉	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
19番	白井	二郎	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代表委員 監査委員	齊藤	秀人	政統 括策監	吉田	真
総務部長	吉田	和久	デジタル 行政推 進監	藤島	純
企画政策 部長	角本	力	財務部長	松谷	勇
民生部長	齊藤	洋一	健く康 つるり 進部長	菅原	典子
子ども みどら smile kids office こころ にり所 こ長	吉田	由佳子	経済部長	立花	一雄
都市整備 部長	木下	尚一郎	建設技術 部長	小笠原	洋一
川内庁舎 所長	杉山	郷史	大畑庁舎 所長	高杉	俊郎
脇野所 舎所長	小田	晃廣	会管 理計者	千代谷	賀士子

選挙管理委員会
 事務局長
 農委事務局
 事務局長
 農委事務局
 事務局長
 施設整備
 部長
 総政推市公
 福祉推進
 総務
 総務局長
 部策監
 部長
 部策監
 部長
 部課
 査
 査
 査

工藤淳一
 成田司
 畑中涉
 石橋秀治
 青山諭
 菊池亘

監査委員
 局長
 教育局
 長
 上下水道
 局長
 民生
 局長
 総務課
 部長
 総務課
 部長
 総務課
 部長
 総務課
 部長

伊藤恭雄
 伊藤大治郎
 中村久
 一戸義則
 徳学

事務局職員出席者

事務局長
 主幹
 主任主査

佐藤孝悦
 澁川紋子
 井田周作

次長
 主任主査
 主任

中野敬三
 畑中佳奈
 浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、9月6日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、7月4日から7日まで実施した総務教育常任委員会の行政視察報告書並びに7月11日から14日まで実施した産業建設常任委員会及び民生福祉常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配信しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告を行います。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の付託事件について、会議規則第46条第2項の規定により中間報告の申出がありますので、これを許可します。使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長。

（16番 富岡幸夫議員登壇）

○16番（富岡幸夫） おはようございます。それでは、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告を申し上げます。

本委員会に付託されました、むつ市議会第248回定例会（令和3年6月29日）付託事件（1）むつ市使用済燃料税について、（2）使用済燃料中間貯蔵施設に関する立地協定及び貯蔵計画等について、（3）使用済燃料中間貯蔵施設に関する安全協定及び事業開始に向けた今後の行程等について、審査の経過をご報告申し上げます。

本委員会は、令和3年6月29日の組織会から令和5年9月8日までの間に計11回委員会を開き、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

また、審査の過程において、付託事件に関する参考意見の聴取のため、リサイクル燃料貯蔵株式会社並びに東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社より参考人を招致いたしました。

まず、初回の令和3年7月15日の審査では、理事者側より、むつ市使用済燃料税の課税に向けたリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議の進捗状況について、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会への報告以降の経過及び現状並びにこれまでの市と使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯及び現状について報告がなされました。

第2回の9月28日の審査では、理事者側より、第1回の審査以降のむつ市使用済燃料税に関する協議の進捗及び使用済燃料中間貯蔵事業に関する現状の経過について報告がなされ、むつ市使用済

燃料税の減免協議の進捗に関しては、全体の論点の解消に向けて協議を続けるが、期限を設定して議論を進めることが重要であることから、論点が解消されない場合であっても、条例の施行に必要な総務大臣協議を始めるつもりである旨の意向が示されました。

また、委員会の決定により、リサイクル燃料貯蔵株式会社を参考人として招致し、これまでの市と中間貯蔵事業との関わりの経緯やむつ市使用済燃料税の進捗について意見を聴取することを決定いたしました。

第3回の10月22日の審査では、第2回の審査時に決定した参考人招致を行い、リサイクル燃料貯蔵株式会社より代表取締役社長ほか3名の出席のもと、会社の設立から現在に至るまでの経緯及び今後の事業開始の目途について並びに市との協議の進捗についての意見を聴取いたしました。

第4回の11月24日の審査では、理事者側より、第3回の審査での意見聴取に係る見解及び理事者側により委員会開催後に実施された同社へのヒアリング内容についての報告がなされ、委員会において論点整理を行い、親会社である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社への参考人招致を行うことを決定いたしました。

第5回の12月7日の審査では、第4回の審査時に決定した参考人招致を行い、東京電力ホールディングス株式会社より青森事業本部長ほか3名、日本原子力発電株式会社より副社長ほか2名の出席のもと、中間貯蔵施設の誘致時から現在に至るまでの経緯及びリサイクル燃料貯蔵株式会社で目途とした2023年の事業開始に向けて、予定される今後の搬入等の計画について並びに市とリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議状況についての見解等の意見を聴取いたしました。

第6回の12月27日の審査では、理事者側より、

第5回の審査での意見聴取に係る見解及び理事者側により委員会開催後に実施された両社へのヒアリング内容についての報告がなされました。

年が明けた第7回の令和4年2月10日の審査では、理事者側より、第6回の審査以降の課税協議の状況と、むつ市使用済燃料税について、事業者側の見解やこれまでの交渉の経緯などを踏まえ、課税額を受入れ1キログラム当たり1万9,400円、貯蔵1キログラム当たり1,300円から、貯蔵1キログラム当たり620円のみと大きく減額する案を交渉期限とともにリサイクル燃料貯蔵株式会社に提案し、協議を進めていく方向性である旨の報告がなされました。

第8回の3月17日の審査では、第7回の審査において理事者側より報告のあった、課税額の減額等を反映させたむつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例について、地方税法の規定によるリサイクル燃料貯蔵株式会社からの意見を踏まえながら議案審査を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、翌18日の第251回定例会において委員長報告を行い、本会議においてむつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例が可決されました。

第9回の9月16日の審査では、理事者側より、改正条例可決以降のむつ市使用済燃料税に関する進捗について、法定外普通税新設に係る総務省との協議について、総務大臣同意を得られたとの報告がなされました。

また、当該同意を踏まえ、当市への使用済燃料の搬出が予定される施設の現状について把握し、見識を深める必要があることから、11月9日及び10日に柏崎刈羽原子力発電所及び東海第二発電所の現地視察を行いました。

第10回の令和5年9月8日の審査では、理事者側より、使用済燃料中間貯蔵事業に関する進捗について、リサイクル燃料貯蔵株式会社より事業開

始段階の保安規定に係る認可取得の報告があった旨の報告がなされました。また、委員会では、中間貯蔵事業等に関する調査について、本特別委員会は現在の委員の任期である10月15日をもって解散となるものの、市を取り巻く中間貯蔵事業の進捗については、いまだ決着をみたところではないため、引き続き特別委員会での審査及び調査を要するとの意見を決定いたしました。

なお、審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

以上で、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告を終わります。

これから使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告に対し質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会中間報告を終わります。

◎日程第2～日程第16 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第66号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、日程第16 議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算までの15件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各委員会における審査の経過並びに結果については、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第66号及び議案第67号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案2件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第66号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか1議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第66号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市長の諮問により約20年ぶりに開催されたむつ市特別職報酬等審議会からの答申を基に、平成9年度以降据え置かれてきた市議会議員の議員報酬の月額を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、審議会での審議内容についての質疑があり、理事者側から、諮問事項として市長及び副市長の給料の額、議員報酬の額、給料及び議員報酬の額を改定する場合の改定時期並びに政務活動費の存否の4点について審議していただいたが、審議会からは、議員報酬が県内の類似団体と比較して低い状況にあること、また、賃金及び物価の上昇といった経済情勢等も踏まえ、議員報酬を引き上げる内容で答申がなされた。また、審議会を定期的で開催し、特別職の報酬等の妥当性を判断することが望ましいとの付帯意見が

あったことから、今後は数年に一度といった形で定期的に開催するとの答弁がありました。

また、別の委員から、報酬等の額の改定にかかわらず、確実に審議会を定期的に開催するようお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第67号 財産の取得についてですが、理事者側から、学校給食配送車両を、令和7年4月に供用開始する（仮称）むつ市防災食育センターに配備するためのものであり、取得価格は車両6台で計5,643万円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、今夏のような猛暑に対応した冷蔵・冷凍機能についての質疑があり、理事者側から、給食配送車は温かいものと冷たいものを同時に運ぶことから、常温を維持できる保冷車を選択しており、一方でそれぞれの献立に最適な温度で配送するため、調理後の温度変化が極めて少なくなるよう高機能の食缶を活用するとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、納期内の納車の履行についての質疑があり、理事者側から、発注から納車まで1年以上の期間を要するが、納期を提示した上で落札されているため、確実に納車されるものと認識しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、車両の耐用年数及び車両の故障時の配送への影響についての質疑があり、理事者側から、耐用年数は概ね10年であって、将来的には14校に配送することとなるが、車両の積載容量や配送経路の観点から6台で想定したものであり、想定上、影響はないものと認識しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、車両の更新計画についての質疑があり、理事者側から、車両の老朽度を見極めつつ順次入れ替えていくことを考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、西通地区への給食配送も

見据えての西通学校給食センターの具体的な計画についての質疑があり、理事者側から、厨房設備の老朽度、児童生徒数の推移、給食配送車両の状況等を総合的に判断して検討していくとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第68号から議案第72号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（19番 白井二郎議員登壇）

○19番（白井二郎） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第68号 特定事業契約の一部変更契約についてであります。理事者側から、（仮称）田名部まちなか団地整備事業について、物価変動等による施設整備費の増加に伴い、契約金額を変更するためのものであり、変更後の契約金額は、2億5,268万4,350円増額の24億7,066万1,356円になるとの説明がありました。

これに対し委員から、物価変動による契約金額の増額の想定について質疑があり、理事者側から、物価高騰が続いていたことにより、当初予算の編成段階において、物価上昇価格を最大4億2,000万円と想定していたが、結果として今回の増額にと

どまったとの答弁がありました。

次に、議案第72号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、水漏れ等の不具合が発生している海水汲み上げポンプ等を交換するものであり、魚市場施設費を221万7,000円増額補正するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、施設及び設備のメンテナンス計画について質疑があり、理事者側から、毎年度、定期点検を行い、不具合が発生した場合は、その都度対処していくこととなるとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第71号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（5番 野中貴健議員登壇）

○5番（野中貴健） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程について申し上げます。

議案第71号 むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護給付費負担金等の精算により国、県等への返還金が生じたことに伴い、1億5,557万2,000円を増額補正するものであり、補正後の歳入歳出予算総額は、68億9,609万8,000円となるとの説明がありました。これに対する質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第73号から議案第82号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（14番 濱田栄子議員登壇）

○14番（濱田栄子） 決算審査特別委員会に付託されました、議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月7日及び8日に、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算及び議案第75号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第76号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第77号 令和4年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第78号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第79号 令和4年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分

について、議案第80号 令和4年度むつ市水道事業会計決算、議案第81号 令和4年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算については、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました15議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第66号

○議長（大瀧次男） まず、議案第66号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。議案第66号、むつ市議会議員の報酬月額を改正する議案に対し、反対討論を行います。

この議案は、7月27日にむつ市特別職報酬等審議会の答申を得ての提案となっています。議案第70号 令和5年度むつ市一般会計補正予算についても、議長は40万1,000円から42万6,000円、副議長は36万1,000円から38万4,000円、議員は34万円から35万4,000円との引上げによる増額分が含まれているとして、その1点に対してのみ反対いたしました。令和5年度分の10月から来年3月分までの増額の総額は106万2,000円とお聞きしています。

新型コロナウイルス感染症拡大時の経済低迷から立ち直っていない中で、押し寄せてきている異常な物価高騰で、市民の皆さんは苦しんでいます。日本共産党のむつ市議団として、昨年11月から市民アンケート用紙を配布し、事務所に返送された内容をまとめたものを9月5日にむつ市長にお届けしましたが、「暮らしが悪くなった」、「年金だけでは暮らしていけない」等の声が圧倒的に多く書かれています。今日、「物が高くて大変」が日常的な挨拶にもなっています。

青森県の最低賃金は、昨年よりも時給45円上がり、来月の10月7日より898円に改定されるといいます。フルタイムでも一月8,000円弱の上昇です。年金については、物価が上がっても年金額を抑えるマクロ経済スライドという仕組みで、年金額が物価より上がらないようになっています。

このような中で、議長、副議長、議員の報酬引上げ案は市民の理解を得ることはできません。そして、議会と市民の信頼関係にも支障が生ずる懸念さえあります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第66号についてご異議がありますので、起立による採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第67号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、学校給食配送車両を、(仮称)むつ市防災食育センターに配備するためのものであり、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第68号 特定事業

契約の一部変更契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、(仮称)田名部まちなか団地整備事業について、物価変動等による施設整備費の増加に伴い、契約金額を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第71号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第72号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第72号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので発言を許可します。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。議案第73号 令和4年度むつ市一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

令和4年度の予算の基本方針では、国が進めるデジタル化の波に乗り、市民がそのメリットを享受し、事業の効率化、人件費の抑制を見据えるとしています。48の新規事業のうち、19事業が市民サービスや窓口での手続をデジタル化するものでした。

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の28事業の総事業費を見ても、燃油補助と水道料金基本料3か月免除は全市民に恩恵があるものの、この事業を除くとデジタル化のための事業費が突出しています。市民がデジタル化によってそのメリットを享受するとしていますが、デジタル化のメリットを享受できる人とできない人の格差が大きくなっていると言わざるを得ません。

本来であれば、市民が平等にメリットを享受できる仕組みにしなければならないはずの行政サービスが、デジタル化の波に乗ることが困難な市民は、そのメリットを十分享受できないということが生じています。ですから、急速なデジタル化を進めるべきではない。結果的にデジタル難民を生み出す、指摘したことが起きていると言わざるを得ません。

また、むつ市高齢者無料乗車証「AGEHA」事業は、任意のマイナンバーカード取得を条件としていることは、公平、平等の市民サービスとかけ離れたものになっており、結果的にマイナンバーカードの取得率を上げるための手段になっていると言わざるを得ません。性悪説に立つのではなく、全ての高齢者がサービスを受けられるようにすることが行政の責任だと思います。

マイナンバーカードの取得率を上げるための予

算執行や、市民の要望や要求を実現するための事業を基本にするのではなく、補助金を獲得できる事業を基本にするということも、地方自治体が果たす本来の役割は何なのかという根本からは、ずれているのではないのでしょうか。

一次産業を基幹産業と位置づけていながら、職員配置も十分な予算措置も取られていません。地方創生臨時交付金でも、一次産業への支援が不十分です。既存の小規模の一次産業を保護しなければ、一次産業は衰退する一方だと思います。

原発核燃料サイクルと原子力関連施設に係る歳入は、歳入総額に対する割合が4.8%、依存財源に対する割合が6.7%です。原発核燃料サイクル事業は、破綻していると言わざるを得ません。いつまでも続く財源ではありません。原子力関連施設に係る補助金に頼らない予算執行が求められていると考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第73号についてご異議がありますので、起立による採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第74号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第74号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第75号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第75号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 日本共産党の佐藤武です。議案第75号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

2008年に発足した後期高齢者医療保険制度開始後、政府は原則1割負担について、高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みだ、ぜひ維持したいと国会で表明していました。

政府は75歳以上の窓口負担が軽いように描いていますが、年収に対する窓口負担割合で見ると、75歳以上は40代、50代の2倍から6倍近い負担をしているのが実態です。物価高騰や年金の減少、目減りで収入が少ないのに、年齢が進むにつれて複数の診療科や医療機関にかからざるを得ず、受診回数も増えるためです。

このような高齢者にさらに重荷を強いることは、必要な医療を受けることを妨げることになります。受診を控え、生活費を削っているという実態もあります。早期発見、治療の遅れで重症化すれば、逆に医療費は膨らみ、負担増には道理がありません。

むつ市でも75歳以上の後期高齢者の中で1,102名、約12%の市民が負担増を強いられています。負担増の理由として、制度の維持と若年層への負担軽減を挙げていますが、公的支出を引き下げておきながら、後期高齢者に長生きへのペナルティーとも言える負担増には道理がありません。

また、若年層、現役世代への負担軽減のためと言いますが、今回の負担増による現役世代の保険料の抑制は、1人当たり年間約350円ほどです。現役世代のためという口実で、現役世代や子育て世代と高齢者を意図的に対立させる構図をつくるのはやめるべきです。

やるべきことは、世代間の対立をあおることではなく、公的支出と格差の是正によって社会保障財源を求めていくことです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第75号についてご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の

起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第76号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第76号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第77号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第77号 令和4年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第78号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第78号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第79号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第79号 令和4年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

て、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第80号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第80号 令和4年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり認定されま

した。

◇議案第81号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第81号 令和4年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第82号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第82号 令和4年度むつ市下水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第17～日程第18 報告に対する
質疑

◇報告第20号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第17 報告第20号 令和4年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第21号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第18 報告第21号 令和4年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第19 議員派遣について

○議長（大瀧次男） 次は、日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため議員派遣をするものであります。

お諮りいたします。お手元に配信しております資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配信しております資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま決定されました議員派遣の記載事項に変更等が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の記載事項に変更等が生じた場合は、議長に一任いただくことに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第257回定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会